

## 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の公布について

対象

DB

厚生基金

DC

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

資産運用

会計基準

その他

### ポイント

- 6月3日に公布されました「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」※1の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令※2が、本日公布されました。
- 内容は、平成29年1月1日施行の「個人型DCの適用範囲の拡大」です。

※1 [三菱UFJ年金ニュース\(No.410\) 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の公布](#)

※2 [確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令](#)

### 改正法の概要

【施行日】平成29年1月1日

- 個人型DCの適用範囲について、第3号被保険者および企業年金加入者、公務員等共済加入者についても加入を可能とする。

### 公布された関係省令の概要

項番	項目	省令の概要
1	企業型DC規約の閲覧	(第4条の3)追加 事業主は企業型DCの規約を事業所ごとに備え置き閲覧させる場合、電磁的方法での代替を可能とする
2	連合会への通知事項	(第4条の4)追加 企業型DCの加入者が個人型DCに加入可能である旨を事業主が規約に定めた場合の国民年金基金連合会への通知事項および提出書類を規定

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

## 公布された関係省令の概要(つづき)

項番	項目	省令の概要
3	加入者等への通知内容の拡充	(第21条) 企業型DCと個人型DCに同時加入した場合、加入者等への通知内容に通算加入者等期間等を加えるよう規定 なお、加入者等の承諾を得た場合は電磁的方法による提供も可能 (経過措置)本規定は、施行日から1年間は適用しない
4	企業型DCの加入者等原簿への通算加入者等期間の記録	(第15条) 企業型DCと個人型DCに同時加入した者について、各々の記録関連運営管理機関で管理する必要な記録の内容を追加
5	個人型DCの加入者等帳簿への通算加入者等期間の記録	(第56条) 企業型DCと個人型DCに同時加入した者について、各々の記録関連運営管理機関で管理する必要な記録の内容を追加
6	老齢給付金の請求時における通算加入者等期間の通算	(第22条の2)追加 企業型DCと個人型DCに同時加入した者についての裁定時には、両期間を合算するため、各々の記録関連運営管理機関の間で必要な記録の提供を行う
7	脱退一時金の請求時における通算拠出期間等の通算	(第69条の2) 企業型DCと個人型DCに同時加入した者についての裁定時には、両期間を合算するため、各々の記録関連運営管理機関の間で必要な記録の提供を行う
8	老齢給付金の額の算定方法の変更	(第4条)(第33条) 企業型DCと個人型DCの個人別管理資産をそれぞれ保有している場合の老齢給付金の額について、企業型DCと個人型DCの各々の個人別管理資産に基づき算定するよう規定
9	個人型DC加入対象外の範囲を定める規定の削除	(第38条)削除 個人型DCの加入者とならない者の規定を削除
10	企業型DCの事業主に係る運営管理業務報告書(様式第8号)の様式変更	企業型DCの事業主に係る運営管理業務報告書(様式第8号)の様式が一部変更 (経過措置)施行日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用する
11	個人別管理資産の移換に関する経過措置	(経過措置期間) 「平成29年1月1日」～「平成28年6月3日から2年以内で政令で定める日」 (第6条) 個人型DC加入者となることができる者または個人型DC運用指図者が、企業型DCの加入者資格を取得した場合、個人型DCの個人別管理資産を移換しないことを申し出た場合の必要な手続きを規定 (第7条) 個人型DC加入者または個人型DC運用指図者である企業型DC加入者が、企業型DCの加入者資格を喪失し、引き続き個人型DC加入者または個人型DC運用指図者である場合、その企業型DCの個人別管理資産の移換を連合会に申し出た場合の必要な手続きを規定

以上

発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。